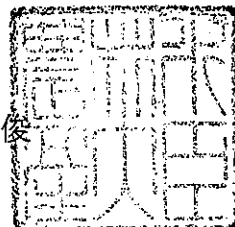


19消安第12757号
平成20年2月8日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊

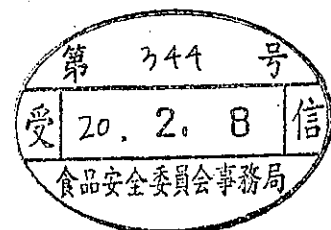


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに
必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき
農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、そ
の内容から同項ただし書に規定される同法第11条第1項第1号の食品健康影響評
価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2
条第3項の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用さ
れておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定の取消しに
伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする
場合。



食品安全基本法第11条第1項第1号に基づく食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合

1. 飼料添加物の指定等

飼料添加物の指定又は取消し、その基準・規格の設定、改正又は廃止については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定に基づき、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴くとともに、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聴いた上で行うこととされている。

2. 飼料添加物に係る食品健康影響評価が必要とされなかった事例

平成15年12月、「飼料添加物として指定されている抗菌性物質（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤（昭和51年7月24日農林省告示第752号）の第1号に掲げるものを除く。）のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料安全法第2条第3項の規定による飼料添加物の指定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合」は、食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げる食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかについて照会したところ、食品安全委員会からは、該当する旨の回答を得た（平成15年12月11日府食第404号）。

3. 照会の概要

飼料添加物バチルス セレウス（その1）（株名 *Bacillus cereus* C.I.P. 5832）については、平成14年から輸入及び販売されておらず、今後も流通及び使用の見込みがないことが確認された。このことから、平成19年12月に農業資材審議会からは、当該飼料添加物の指定を取り消し、これに係る基準・規格を廃止することは適当である旨の答申を得たところである。

従って、抗菌性飼料添加物のみならず、いかなる飼料添加物についても、指定を取り消し、これに係る基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合は、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められるかについて意見を聴くものである。

4. 今後の方針

食品安全委員会からの回答を受けた後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正に係る所要の手続を進める。